## 新型コロナワクチンの追加接種（4回目）のお知らせ

# 予約方法によって予約受付スケジュールが異なります

4回目接種は、「予約専用電話による予約」と「LINE予約」で、予約受付スケジュールが異なります。また、接種後に渡される予防接種済証は、接種事実の証明となりますので、大切に保管してください。
詳しくは、新型コロナウイルスワクチン接種対策室（■健康増進課内・℡㉕1321）へ。

### 4回目接種の予約方法

接種券が届いたら、次の①～④のいずれかの方法で、3回目接種から5カ月経過後の日付を予約してください。

**①ぐんまワクチン接種LINE予約システム**
下の2次元コードから県デジタル窓口へ登録し、予約してください。

**②LINE予約サポート窓口**
市役所本庁舎および各行政センターでLINE予約の支援を実施しています。
**受付時間**　午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）
**持ち物**　スマートフォンまたはタブレット（持っている人のみ。市のタブレットも使用可）、接種券

**③渋川市コロナワクチン予約専用電話**
**電話番号**　050（8882）6271
**受付時間**　午前8時30分～午後7時（月曜日を除く）
※予約専用電話で予約する場合は、推奨する予約受付期間（別表1参照）に電話してください

**■①～③の予約の共通事項**
毎週、月曜日の午前8時30分～火曜日の午前8時30分（月曜日が祝日の場合は火～水曜日の同時間）は、予約受付を休止します（直接予約を受ける医療機関は除く）。

**④おまかせ予約（接種日時・ワクチンの種類・医療機関を市が指定します）**
自分で予約をとることが難しい人等に、市が接種日時などを指定する方法です。
詳しくは、接種券と同封する「おまかせ予約申込書（返信用はがき）」を確認してください。また、おまかせ予約をする場合は、①～③の方法では予約しないでください。

### 4回目接種の接種場所

**接種ができる医療機関**　別表2のとおり（医療機関ごとに接種できる曜日・時間、ワクチンの種類が異なります）

LINE予約の受付スケジュールや、4回目接種の接種券発送などの情報はこちら

（別表1）　**予約専用電話で予約する場合の予約受付スケジュール**

| 3回目接種日 | 推奨する予約受付期間（※1） | 予約ができる接種日 |
|---|---|---|
| 2月11日～17日 | 7月12日～18日（祝） | 7月25日（月）～31日（日） |
| 2月18日～28日 | 7月20日（水）～31日（日） | 8月1日（月）～14日（日） |
| 3月1日～14日 | 8月2日（火）～14日（日） | 8月15日（月）～28日（日） |
| 3月15日～28日 | 8月16日（火）～28日（日） | 8月29日（月）～9月11日（日） |

**※1　予約専用電話の混雑緩和のため、推奨する予約受付期間前は予約専用電話による予約は受け付けません（LINE予約の受付スケジュールは、左上の2次元コードから確認してください）。3回目接種日（予診票に記載されています）をよく確認してから予約してください**
※2　上記以降も追加接種は継続します。日程は定期的に広報しぶかわなどでお知らせします
※3　スケジュールは、国・県からのワクチン供給量などにより変更となる場合があります
**※4　4回目接種の対象は、3回目接種から5ヵ月以上が経過した人のうち、60歳以上の人と、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人などです**

市内で実施している新型コロナワクチン接種（4回目接種以外）　詳細は、各2次元コードを確認してください

初回接種（1・2回目）小児（5～11歳）
初回接種（1・2回目）12歳以上
追加接種（3回目）12歳以上

## 新型コロナワクチンの接種済証明について

ワクチンを接種した時に渡される「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」（右図参照）が、接種事実の証明となります。海外へ渡航する予定がある人などは、下表の証明書が必要となる場合があります。

〈予防接種済証以外の各種証明〉

| 名称 | 概要 | |
|---|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（電子版・紙版）<br>※海外へ渡航する予定がある場合などに必要 | マイナンバーカードを使ってスマートフォンなどの画面に表示させることができます。紙版の証明書をお求めの場合は、発行までに2～3日（開庁日）必要ですので、余裕を持って申請してください。<br>※7月下旬から、紙版の証明書のコンビニ交付（有料）を開始する予定です | 詳しくはこちら |
| ぐんまワクチン手帳 | 群馬県デジタル窓口からLINEで申請ができる証明です。スマートフォンなどの画面に接種記録を表示させることで、県が実施する「愛郷ぐんまプロジェクト」などで活用できます。 | |

**新型コロナウイルスワクチン予防接種済証**

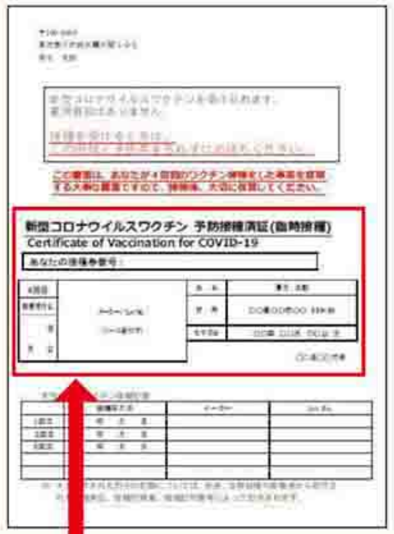


**赤枠部分が予防接種済証です**
**※追加接種（3・4回目）の場合**

（別表2）　**追加接種（3・4回目）ができる医療機関一覧**　○→取り扱いあり　×→取り扱いなし

**「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」または予約専用電話（℡050-8882-6271）で予約する医療機関**

| 地区 | 医療機関名 | ファイザー | モデルナ |
|---|---|---|---|
| 渋川 | 石北医院 | ○ | × |
| | 神山内科医院 | ○ | ○ |
| | 川島医院 | ○ | ○ |
| | 川島内科クリニック | ○ | ○ |
| | 慶生医院 | ○ | ○ |
| | 関口病院 | ○ | × |
| | 高野外科胃腸科医院 | ○ | ○ |
| | 塚越クリニック | ○ | × |
| | 中野医院 | ○ | ○ |
| | 奈良内科医院 | ○ | × |
| | 北毛診療所 | × | ○ |
| | 湯浅内科クリニック | ○ | × |
| | 井口医院 | ○ | × |
| | 斎藤内科外科クリニック | ○（18歳以上のみ） | × |
| | とまるクリニック | ○ | ○ |
| | いのうえ耳鼻咽喉科医院 | ○ | ○ |
| | ふるまき内科医院 | ○ | ○ |
| | 北毛病院 | × | ○ |
| | 大谷内科クリニック | ○ | ○ |
| | 渋川中央病院 | ○ | × |
| | みゆきだ内科医院 | ○ | ○ |
| | 森医院 | ○ | × |
| 伊香保 | 原沢医院 | ○ | ○ |
| 赤城 | 赤城開成クリニック | ○ | ○ |
| 北橘 | 上之原病院 | × | ○ |
| | 北関東循環器病院 | × | ○ |
| | 佐藤医院 | ○ | ○ |

※3回目接種の予約は、4回目接種と同じ方法で受け付けます
※18歳未満の3回目接種は、ファイザーのみとなります

**直接医療機関で予約を受ける医療機関**

| 地区 | 医療機関名 | 予約受付 | ファイザー | モデルナ |
|---|---|---|---|---|
| 渋川 | 青い鳥ファミリークリニック | クリニックのホームページから予約<br>予約受付対応日：随時 | ○ | × |
| | 有馬クリニック<br>※4回目接種のみ実施 | 電話予約（℡24-8818）<br>予約受付対応日：月・火・水・金曜日　電話受付時間：午後1時～3時 | ○ | × |
| | 本沢医院<br>※かかりつけの20歳以上の人のみ | 電話予約（℡23-6411）<br>予約受付対応日：月～土曜日<br>電話受付時間：午前9時～11時30分、午後1時30分～5時30分 | ○ | ○ |

※週ごとに取り扱うワクチンに限りがあるため、予約時に希望するワクチンが選べない場合があります。また、ファイザーおよびモデルナの両方のワクチンを取り扱う医療機関について、週によっては片方のワクチンのみを取り扱う場合があります
※吉岡町、榛東村の医療機関の予約方法については、吉岡町コールセンター（℡050-5445-3744）または榛東村コールセンター（℡050-5445-6215）へ問い合わせてください

## 業務でコロナに感染した人へ
# 労災保険給付の検討を

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります。詳細は、右の２次元コードから厚生労働省のホームページで確認してください。

**■給付の対象者**

▷感染経路が業務によることが明らかな人

▷感染リスクが高い業務(※)に従事し、それにより感染したことが確かな場合

※複数の感染者が確認された労働環境下や、顧客などの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

▷医師・看護師や介護の業務に従事している人については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

▷症状が持続し(罹患(りかん)後症状があり)、療養などが必要と認められる人

**■労災保険の種類**

▷療養補償給付＝労災指定医療機関において、原則無料で治療を受けることができます

▷休業補償給付＝療養のため賃金を受けていない場合、給付を受けることができます

▷遺族補償給付＝業務に起因して感染し、亡くなった労働者の遺族への給付です

詳しくは、㊂商工振興課(℡㉒2596)または群馬労働局(℡027-896-4738)へ。

## コロナによる介護保険料の減免
# 該当する人は申請を

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、基準に該当する場合は、申請により令和４年度分の保険料の全部または一部が減免になります。

**■減免基準**

次の①、②のいずれかに該当する場合

①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

②主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが前年に比べ３割以上減少する見込みの場合

※②については所得制限があります

**■申請方法**

申請書類(①減免申請書、②収入状況等申告書、③令和３年中の収入が分かる書類(確定申告書の写しなど)、④令和４年１月から現在までの収入が分かる書類)を郵送(〒377-8501・石原80)または持参で介護保険課へ

※減免申請書は市ホームページにあります(ＩＤ＝7461)

詳しくは、㊍介護保険課(℡㉒2116)へ。

# 熱中症予防×コロナ感染防止

## マスクの着用により熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると、皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気付かないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなります。そのため、高温・多湿の環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなります。暑さを避け、水分をとる等の「熱中症予防」と、マスクの着用や換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

詳しくは、㊂健康増進課(℡㉕1321)へ。

**ポイント①**

体調に応じて、屋外で人と十分な距離(少なくとも２ｍ以上)が確保できる場合には、マスクを外すようにしましょう。

**ポイント②**

マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、喉が渇いていなくても、小まめに水分補給を心掛けましょう。

※出展:厚生労働省ホームページ



## 住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金
# １世帯当たり10万円／手続きは９月30日までに

**国のコロナ禍における生活困窮などに関する支援として、住民税非課税世帯などに、１世帯当たり10万円(１回限り)を支給します。**

**なお、本年２月から実施している臨時特別給付金の支給を受けた世帯は、今回の給付金の対象外になります。**

**詳しくは、㊍地域包括ケア課(℡㉕8412)へ。**

### ■住民税均等割非課税世帯

**支給対象**　令和４年６月１日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和４年度分の住民税均等割が非課税である(生活保護世帯も含む)世帯

※世帯の全員が「住民税が課税されている他の親族など」の扶養を受けている場合は対象外

**手続方法**　７月下旬に住民登録の住所地に「確認書」を送付します。必要事項を記入し、返信封筒で郵送してください

※令和４年度の住民税申告(令和３年分の収入の申告)が済んでいない人がいる世帯または修正申告により世帯全員が非課税となる世帯は、「確認書」の送付対象外となります。申告後に非課税となる場合は、給付金を受け取る申請が必要です

**必要書類**　送付された確認書(確認書の送付対象外の人は申請書)

※その他に添付書類が必要になる場合があります

**手続期限**　９月30日(金)(必着)

### ■家計急変世帯

**支給対象**　令和４年度の住民税均等割課税世帯で、令和４年１月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員の年収が「住民税均等割非課税相当水準以下」となる見込みの世帯

**手続方法**　必要書類を持参して地域包括ケア課で申請をしてください

**必要書類**

①月額収入を確認できる書類または令和４年中の収入見込額を確認できる書類の写し(世帯全員分)

②受取口座を確認できる書類の写し

③申請者の本人確認書類の写し

※その他に添付書類が必要になる場合があります

**手続期限**　９月30日(金)(必着)

### ■配偶者などからの暴力により避難している人

所定の手続きをすることで、避難先の市区町村から給付を受けられる場合があります。詳しくは避難先の市区町村に問い合わせてください。

**※詳細は、市ホームページで確認してください**

**非課税世帯のページの２次元コードはこちら▶**

**家計急変世帯のページの２次元コードはこちら▶**

## 介護・福祉事業者への食材費高騰に対する支援
# 利用者が健康で安心して暮らせるように

市内に所在し、利用者に食事を提供している高齢者介護・福祉施設などに対して補助金を交付し、食材費の高騰に対する支援を行います。

**補助対象者**　令和４年６月１日現在において、市内に所在する次の事業所などを運営し、利用者に食事を提供している事業者

▷通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

**補助金額**　令和４年６月における当該事業所の１日平均利用者数に、入所系事業所は6,000円、通所系事業所は2,000円を乗じた額(詳しい算出方法などは、事業者あてに郵送した事業案内で確認してください)

**申請期間**　７月15日(金)～８月15日(月)

**提出書類**　交付申請書兼請求書、令和４年６月分利用者実績一覧表、利用者から徴収する食事料金の額が分かる資料(施設利用案内パンフレットなど)

**申請・問合せ先**

▷養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者＝㊍高齢者安心課(℡㉒2257)

▷その他の事業者＝㊍介護保険課(℡㉒2116)